○財務省告示第百八十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項から第五項まで及び第二十七条の五第一項から第五項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十九日から適用する。

平成二十四年五月二十八日

財務大臣　安住　淳

本文第四号中「別表四」を「別表五」に改め、同号を本文第五号とし、本文第三号中「別表三」を「別表四」に改め、同号を本文第四号とし、本文第二号中「第十条の二の二第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロ」を「第十条の二の二第一項第一号ハ及び第四十二条の五第一項第一号ハ」に、「別表二」を「別表三」に改め、同号を本文第三号とし、本文第一号中「租税特別措置法（以下「法」という。）第十条の二の二第一項第一号イ及び第四十二条の五第一項第一号イ」を「法第十条の二の二第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロ」に、「別表一」を「別表二」に改め、同号を本文第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

（太陽光発電設備及び風力発電設備）

一　租税特別措置法（以下「法」という。）第十条の二の二第一項第一号イ及び第四十二条の五第一項第一号イの規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産　別表一に掲げる機械その他の減価償却資産

別表四を別表五とし、別表三を別表四とし、別表二を別表三とする。

別表一中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、同表を別表二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表一　太陽光発電設備及び風力発電設備

番号	機械その他の減価償却資産
1	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格（別表四1の項及び2の項において「日本工業規格」という。）C八九六〇に定める真性変換効率が十三・五パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあっては七・〇パーセント以上とし、化合物太陽電池にあっては八・〇パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
2	風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもののうち、ローター及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）

○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町柏野字胡桃二五七七の一・二五八〇・二六〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字胡桃二五七七の一、二五八〇・二五八七・二六〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡東串良町岩弘字下市園二〇五四の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字奥野字屋尻一三〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字屋尻一三〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡富士見町落合字下切掛三四五三の一、三四五四、三四五五、三五八八の二、三五九二、三五九六の一、三五九六の二、三五九七、三六〇〇の一、三六〇一から三六〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡高森町山吹三一一の一、三三三、五一七の二、一二六六、一二六九の一、一二七〇の三、一二七〇の一八、一二七〇の二〇、一二七一の一、一二七二の一、一二七四、一二七六、一二七八の一、一二七八の三、一二七八の四、一二七九の一、一二七九の三、一二七九の五、一二八〇、一二八一、一二八二の一、一二八二の三から一二八二の五まで、一二八四の二から一二八四の八まで、一二八五の一、一二九一の一